

書類が許可と兼用のため、
○を付けてください

特殊車両通行

許可
認定

申請書

(新規・更新)

記入例

2026年 ○月 ○日

道路管理者
町田市長

通行認定の期間は2年以内です（許可は1年のものもあります）。
通行開始日は1ヶ月程度余裕をみて申請してください。

申請日

通行開始日	2026年 4月 1日
通行終了日	2027年 3月 31日

〒194-0000
住所 東京都町田市森野〇-〇-〇

会社名・氏名 株式会社
〇〇運輸

代表者名 代表取締役
〇〇 〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇 (代)

担当者名 □□責任者 〇〇 〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

車種区分	トラック
車両番号等	車名及び型式
多摩〇〇あ1234	〇〇〇 (車両製造元名)
他 1台	A-BB-ABCD

申請書の中身がわかる人の
名前を記入してください。

車検証をご確認ください、違う車種区分は申請を分けてください。

例) 「建設機械」と「トラック」など

事業区分

認定は省略可

軸種数	
-----	--

認定は省略可

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	250 cm		
品名	コンクリート杭		

サイズがわかるものは記入
してください

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	20000 kg	cm	cm	kg	1200 cm
車両諸元	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	250 cm	380 cm	cm	kg	kg

通行区分

通行経路数

車両諸元の欄について、認定の場合は申請する車両の総重量・長さ・幅・高さを車検証通りに記入してください（その他の数値が必要がある場合は別途お尋ねします）。申請車両が複数台の場合、一番重いものか、幅が大きい車両を記入してください。

前回			/		
----	--	--	---	--	--

様式第二

特殊車両通行 **許可** 申請書 **(新規・更新)**

2026年 〇月 〇日

道 様式第一と第二は、同じ内容を記入してください

通行開始日	2026年 4月 1日
通行終了日	2027年 3月 31日

会社名・氏名 **株式会社**
〇〇運輸
 代表取締役
 代表者名 **〇〇 〇〇**
 TEL **〇〇〇-〇〇〇〇 (代)**
 担当者名 **〇〇責任者 〇〇 〇〇**
 TEL **〇〇〇-〇〇〇〇**
 事業区分

車種区分	トラック
車両番号等	車名及び型式
多摩〇〇あ1234	〇〇〇 (車両製造元名)
他 1台	A-BB-ABCD
他 台	

積載貨物	幅	高さ	長さ
	250 cm	100 cm	900 cm
	品名	コンクリート杭	

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	20000 kg	cm	cm	kg	1200 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	250 cm	380 cm	cm	kg	kg

通行区分	通行経路数
------	-------

更新又は変更経緯					
申請内容	年 月 日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

特殊車両通行 **許可** 申請書 年 第 月 号 日

上記の通り **許可** 認定 する。ここから下は記入しないでください

許可書 認定書の有効期間

[I] 許可証又は認定書(以下本証という。)の取り扱い上の注意事項

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。

[II] 不服申し立て及び取消訴訟について

1. この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表するものは、町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。